

大阪平野地下構造調査委員会設置要綱

(設置)

第1 大阪平野における地下構造調査を適切に実施するため、調査主体である大阪府に必要な助言を行うことを目的として、大阪平野地下構造調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2 委員会は、地下構造調査の調査計画の技術的検討、調査結果の評価その他大阪府に調査の実施上必要な指導及び助言を行う。

(組織)

第3 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

- 第4
- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - (2) 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。
 - (3) 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
 - (4) 委員長が必要と認めたときには、関係者を委員会に出席させる事ができる。

(会議)

- 第5
- (1) 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - (2) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(報償費)

- 第6
- (1) 第3に掲げる者につき任命された委員の報償費の額は、日額1万7百円とする。
 - (2) 前項の報償費は、出席日数に応じて、その都度支給する。
 - (3) 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報償費を支給しない。

(旅費)

- 第7
- (1) 第3に掲げる者につき任命された委員の旅費の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による11級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第2条第1項第1号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第1の定額(指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る)により支給する。

- (2) 前項の旅費の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の旅費の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第 8 委員の報償費及び旅費の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、府吏員の例による。

(雑則)

第 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第 10 委員会の事務局は、大阪府総務部防災室におく。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 8 日から施行する。

別紙

大阪平野地下構造調査委員会委員名簿

(50音順、ただし行政関係委員を除く)

| | |
|-----------|-------------------------------|
| いりくら 孝次郎 | 京都大学防災研究所地震動部門教授；防災研究所長 |
| さわだ 純男 | 京都大学防災研究所地震災害研究部門助教授 |
| たけむら 恵二 | 京都大学大学院理学研究科付属地球熱学研究施設教授 |
| と き 憲三 | 立命館大学 理工学部土木工学科教授 |
| なかがわ 康一 | 大阪市立大学大学院理学研究科生物地球系専攻環境地球学教授 |
| ほりけ まきのり | 大阪工業大学建築学教室助教授 |
| まつい たもつ | 大阪大学土木工学専攻社会基盤工学教授 |
| みずの きよひで | 独立行政法人産業技術総合研究所活断層研究センター主任研究員 |
| みたむら 宗樹 | 大阪市立大学大学院理学研究科生物地球系専攻環境地球学助教授 |
| すぎ まさかず | 大阪府総務部防災室長 |
| や の あきら | 大阪府土木部事業管理室長 |
| ひとしお やすのり | 大阪市市民局長 |
| みなと かつひこ | 大阪市建設局長 |